

古屋拉致問題担当大臣記者会見要旨

日時：平成25年6月4日（火） 8:50～8:59

場所：合同庁舎第2号館18階第4会議室

1. 発言要旨

おはようございます。

閣議では特に報告することはありません。

それから、私のほうから、昨日、全国警察本部長会議が開会されまして、既に私の挨拶も取材がございましたし、概要はお手元にお配りしておりますけれども、その中で改めて1点、ぜひ皆さんに報告したいことがあります。

今日、番記者さんで車を運転される方は手を挙げてください、車を普段運転する人。されないの、ほとんど。えっ、運転しないんですか。全部ハイヤーを使っているの、いつも。リッチだなあ。私は、大臣になってから車を運転してないけど、今まで必ず自分で運転していましたけれども。反則金を切られたことがある人は。ですよ。

反則金を切られたときに納得をして切られましたか。どう、あなた。納得してないよね。実はそうなんです。反則金を切られるときに、しょうがないなと思って納得して反則金を納入するなら私は何の問題もないと思います。それはなぜかと言うとやはりこの取締りというのは、事故防止に結びつくということが大切なんです。ややもすると、取締りのための取締りになってしまっている傾向があるんです。これは極めて問題です。それでやはり警察の信頼という視点からもやはりちょっと疑問符がつきます。

ですから、昨日、私も本部長会議のときに、確かに取締りについては、現場の苦労はあるけれども、取締りのための取締りになってはいけない。やはり本当に交通事項が多発する地点でしっかり取締りをすることが必要です。ただ、そのためには今の取締りの技術だとか、あるいは時間だとか、その方法等々を工夫していかないといけません。そういうことをして、本当に事故防止に資する取締り、そして違反した側も納得できるような交通違反の取締りをしていく必要があるだろうということで、私も指示をさせていただきました。

公安委員会でもそういったことが話題になっておりまして、今、全国の都道府県警察、そして警察庁においてその事故の多発と取締りの実態、こういったものの詳細な調査をするように指示いたしております。現実には、警察庁の交通局からも幹部が、あるいは技術系の方が取締りの先進国と言われている、例えば北欧等で歩行者ゾーンだとか、街中の狭いところで人が交通事故にあう可能性が高いところ等々については、極めてシビアな取締りをしております。そういった取締りの実態も見てきて日本でしっかりそれが適用できないかどうか。こんな検討もさせております。これもやはり本当に国民の皆さんから信頼をされる警察、そして真に交通事故の防止に資する取締り、こういったものを目指して頑張っていきたいと、こういう視点で、今日はあえてこの話をさせていただきました。

私からは以上です。

2. 質疑応答

(問) 北國新聞の水口といいます。

石川県の寺越さんの事件のことについてなんですけれども、先日、韓国の拉致被害者の代表の方、寺越さん3人が海上で拉致されて、北朝鮮の施設に送られたという新たな証言が出てきましたけれども、この点についての大臣の受止めと、日本政府としてこの点について何か。

(答) 寺越さんにはこの前、メディアオープンでお目にかからせていただきました。私もこの寺越事件については大きな関心を持っております。ただいかんせん非常に昔の事件のことなので、私、今月22日に現地に行かせていただこうと思っておりますので、またそのときに改めて皆さんにお話ができるのではないかと思います。

(問) 毎日新聞です。

先ほど、大臣が交通の取締りのあり方についてお話がありましたが、そういった思いを強くされる出来事があったのでしょうか。

(答) というか、よくそういう話を聞くんですよ。現実には、私の地元でも、地元というか選挙区で、ちょっとここで取締りどうかと、いつも同じところでやっていますよね。片側2車線まっすぐの道、歩行者が出てくる危険性もない、たまたまそこは制限速度が50キロなので、70キロぐらい出ますよね。交通の流れに逆らわないように行くと。そうすると20キロ以上出ていると、取締りの対象になります。やはりそういうところはちょっとどうかと、私はいつも疑問に思っていましたし、または現実に交通違反をして、反則金を切られた支援者の中からもそういう声をすごく聞いています。だから、そういう声があるということはやはり納得のできる取締りをしていく必要があるだろうと。

私も今、国家公安委員会委員長になりましたし、それから、公安委員会でもそういう趣旨の話題が出ましたので、せっかくの機会だから、全国の都道府県警察にその見直しをして、本当に事故の防止に資する取締りとそれからもう1つは納得できる取締り、これをしていくべきだと。そういうことで、このことをあえて言及させていただいたということです。

(問) 今の関連で、要するにドライバーにとってわかりにくいところが多いという声を聞かれるということですか。

(答) というか、本当に事故が多発しているような地点、そういったところで取締りをするのはいいでしょう。でも、実際にそういうところだとなかなか現場での取締りが、例えば取締りをする、ちょっと先で車を止めるスペースがいきますよね。そうするとそのスペースがないと残念ながら本当はしたいところでもできない。だったら、そのスペースは少し離れていても、実際にいろいろなITの機器を使ったりとか、そういう技術革新によって取締りの工夫ができます。やはり事故が本当に起きる地点、そういうところでやるといのが違反をした人にとっても、取締りの交通の警察官が「ここはもうつこの間も事故で死亡者が出たところで、本当に危険なところなので、ここはスピードを出さないようにしてください。たまたま出ていましたので、取締りをさせていただきました」と言った

ら、普通の人なら、「ああそうか申し訳ないな、仕方ないな」と思うんですよ。そういう取締りが必要だということを言っているのです。

(問) 取締りのための取締りということをおっしゃっていたのは、現状そういう。

(答) ややもすると、1年間同じところでやっているというケースがあるんです。全部それは調べていますから。そうするとさっきも申し上げましたようにまっすぐの直線で、ここはさすがに10キロプラスしたからそんな事故が起きるかなど。そうではないところでやっているケースも多々見られるんですね。だから、それは取締りのための取締りになってしまっているのではないかと、そういうことです。

(以 上)